

基本方針1 生産から販売までの安全性の確保  
 施策の方向1 生産段階での安全確保

基本	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標			R2年度	計画の目標(R3年度)		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定	結果	取組指標	目標値	具体的な取組や予定
(1)畜産物の安全確保対策	1	生産段階における飼養衛生管理対策	農水(畜産)	畜産農家に対しては、定期的な立ち入り検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守、抗菌剤の適正使用を指導するとともに、家畜の伝染病については早期発見、早期通報を徹底する。	畜産農家飼料給与監視	80件	給与飼料及び飼料添加物の適正使用指導	86件	畜産農家飼料給与監視	80件	給与飼料及び飼料添加物の適正使用指導
					牛農場立入	全農場各2回	病原体の進入防止対策指導	3,254戸	牛農場立入	全農場各2回	病原体の進入防止対策指導
	2	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	農水(畜産)	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努める。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延防止を行う。	養鶏農場立入	全農場各3回	病原体の進入防止対策指導	493戸	養鶏農場立入	全農場各3回	病原体の進入防止対策指導
					鳥インフルエンザモニタリング検査の実施	45戸 2,100羽	定点での毎月調査の実施	45戸 2,000羽	鳥インフルエンザモニタリング検査の実施	45戸 2,100羽	定点での毎月調査の実施
	3	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	農水(畜産)保福(生衛)	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底する。	飼料製造業者、畜産農家立入検査・指導	飼料製造業者16箇所 畜産農家70箇所	(生衛)と畜場で特定部位の適切な除去指導(畜産)飼料規制の遵守状況検査・指導	(生衛)と畜開場日に適宜実施(233日)(畜産)飼料製造業者13箇所、畜産農家86箇所	(畜産)飼料製造業者、畜産農家立入検査・指導	(畜産)飼料製造業者14箇所 畜産農家80箇所	(生衛)と畜場で特定部位の適切な除去指導(畜産)飼料規制の遵守状況検査・指導
	4	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	保福(生衛)	と畜場へのHACCPの導入を支援するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導する。	と畜場のHACCP導入	経過措置終了時までに全施設導入	HACCP導入支援の実施	と畜開場日に適宜実施(233日)	と畜場のHACCP導入	と畜開場日に適宜実施(233日)	と畜場におけるHACCP導入の確認及び外部検証を実施するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導する。
5	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	保福(生衛)	各処理場における食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、HACCPの導入支援を進め、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施する。	食鳥処理場の監視指導	大規模施設各2回 小規模施設各1回	食鳥処理場への計画的な立入指導	大規模11回/5施設 小規模10回/9施設	食鳥処理場の監視指導	大規模施設各2回 小規模施設各1回	大規模施設におけるHACCP導入の確認及び外部検証を実証するとともに、小規模施設におけるHACCP導入の確認	
6	野生鳥獣害処理場における適正処理対策	保福(生衛)	野生鳥獣肉処理場に対し、県のガイドラインに基づき、適正な受け入れ体制及び衛生管理の徹底について指導する。			野生鳥獣肉処理場への立入指導	各保健所で実施			野生鳥獣肉処理場への立入指導	

食の安全・安心の確保施策実施状況

資料1

(2) 農林産物の安全確保対策	7	GAPの導入推進	農水(農産)	GAPについては、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行う。	研修会開催数	4回	指導者や生産者向けに、GAPの基礎や、食の安全等に関する研修会を開催する。	4回	研修会開催数	3回	指導者や生産者向けに、GAPの基礎や、食の安全等に関する研修会を開催する。
	8	農薬の安全、適正使用の指導	農水(農産)	現場における指導的な立場にある者を対象に「農薬管理指導員」の認定研修会を実施し、農薬の適正使用を徹底する。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農薬の流通・使用における適正な取扱いを図る。	農薬管理指導員認定研修会開催数	6回	農薬の適正な取扱いを図るため、「農薬管理指導員」の認定研修会を開催する。	6回	農薬管理指導員認定研修会開催数	6回	農薬の適正な取扱いを図るため、「農薬管理指導員」の認定研修会を開催する。
	9	米トレーサビリティ法への対応	農水(農産)	不適切な取扱いの通報等に対し、必要に応じ関係機関と連携して米穀事業者に対し立入を行い、適正な取扱いを指導します。	立入検査件数	50件	法に係る食品表示等の点検、取引記録の確認のための立入検査を実施する。	36件	立入検査件数	50件	法に係る食品表示等の点検、取引記録の確認のため、立入検査を実施する。
(3) 水産物の安全確保対策	10	養殖衛生管理体制の整備	農水(水産)	養殖業者に対して、魚類防疫講習会や養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用の指導をする。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行う。	養殖衛生管理について指導する経営体数の割合	65.1% (28/43経営体)	養殖業者に養殖衛生指導を実施予定	65.1% (28/43経営体)	養殖衛生管理について指導する経営体数の割合	65.1% (28/43経営体)	養殖業者に養殖衛生指導を実施予定
	11	貝毒発生モニタリング調査	農水(水産)	各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行う。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導する。	貝毒発生モニタリング調査	麻痺性貝毒28検体 貝毒原因プランクトン940回	貝毒検査を実施予定 貝毒プランクトン調査を実施予定	麻痺性貝毒34検体 貝毒原因プランクトン1,054回	貝毒発生モニタリング調査	麻痺性貝毒28検体 貝毒原因プランクトン940回	貝毒検査を実施予定 貝毒プランクトン調査を実施予定
	12	カキのノロウイルスモニタリング調査	農水(水産)	漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施するとともに、漁協等が行う自主検査に対して支援を行う。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導する。	カキのノロウイルスモニタリング調査	75検体	ノロウイルス検査を実施予定	75検体			漁協等が行う自主検査に対して支援を予定

施策の方向2 製造から販売段階での安全確保

基本	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標			R2年度	計画の目標(R3年度)			
					取組指標	目標値	具体的な取組 予定	結果	取組指標	目標値	具体的な取組 予定	
(4)食中毒対策の強化	13	全般的な食中毒対策	保福(生衛)	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行う。また、催事行為については、届出や相談時において適切な提供メニュー、衛生管理等の指導を行う。	一般監視目標件数達成率	100%以上	100%以上	78% (実績/計画=6764件/8667件)	一般監視指導目標件数達成率	100%以上	100%以上	
				大量調理施設の一斉取組み監視目標件数達成率	100%以上	100%以上	24% (実績/計画=89件/369件)	大量調理施設の一斉点検監視目標件数達成率	100%以上	100%以上		
	14	リスクの高い食中毒対策	保福(生衛)	・腸管出血性大腸菌による食中毒対策 飲食店や食肉販売店等に対し、牛レバー及び豚の食肉の生食用としての提供の禁止、生食用食肉の加工基準等の遵守について、引続き監視指導を徹底する。浅漬など加熱工程のない食品の製造、加工等を行う事業者に対する監視指導を強化する。 市販の食肉や野菜類、スーパー等で製造されるそうざい類について腸管出血性大腸菌の検査を行い、安全性を確認する。	/	/	/	各保健所で立入指導予定 腸管出血性大腸菌等汚染実態調査(試買検査)実施予定	/	/	/	各保健所で立入指導予定 腸管出血性大腸菌等汚染実態調査(試買検査)実施予定
				・カンピロバクターによる食中毒対策 飲食店に対し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食料理のリスクを認識させ、生又は加熱不十分な状態で提供しないよう指導する。 また、患者の多い若い世代を中心にカンピロバクターのリスクについて、周知を行う。	/	/	/	衛生講習会等で周知を行う	各保健所で実施	/	/	衛生講習会等で周知
				・ノロウイルスによる食中毒対策 大量調理を行う給食施設や弁当・仕出し屋に重点的に立入し、大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った食品の中心部までの十分な加熱、調理従事者を介した食品の二次汚染の防止や手洗いの徹底等について指導する。 また、飲食店、弁当屋、給食施設などを対象に期間を定め集中的に立入し、従事者に対する衛生管理などについて指導する。	/	/	/	各保健所で立入指導予定 (年末一斉取組み)	年末一斉取組みによる監視指導件数 18件	/	/	各保健所で立入指導予定 (年末一斉取組み)

食の安全・安心の確保施策実施状況

資料1

15	その他の原因による食中毒対策	保福(生衛)	食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者や消費者に対し啓発を行う。寄生虫や自然毒に対する食中毒については、対象者を明確にして効果的な啓発を行う。			食中毒予防チラシ作成予定	5,000枚作成			食中毒予防チラシ作成予定
16	学校給食を原因とした食中毒、アレルギー事故の防止対策	教育(保体)	県が所管する学校給食においては、学校給食衛生管理基準(文部科学省)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)に基づき衛生管理に努めるとともに、アレルギー除去食についても「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)に基づいて対応し、安全な給食の提供を行う。	学校給食における食中毒及び調理工程を原因としたアレルギー事故の発生件数	0件(累計)	給食調理者等に対する研修会等を通して衛生講習を行い、安全な給食の提供を行う。	0件(累計)		0件(累計)	給食調理者等に対する研修会等を通じて衛生講習を行い、安全な給食の提供を行う。
17	食中毒注意報の発令	保福(生衛)	夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行う。			気象条件等により発令予定	夏季 6月7日発令 冬季 2月25日発令			気象条件等により発令予定
18	食中毒の断定や汚染経路等の究明を図るための検査法の開発等	保福(生衛)	遺伝子解析の活用、微量なノロウイルス検出検査の実用化、食中毒の迅速検査法の開発等を行う。			遺伝子解析の活用、微量なノロウイルス検出検査の実用化、食中毒の迅速検査法の開発等を行う。	遺伝子解析の活用、微量なノロウイルス検出検査の実用化、食中毒の迅速検査法の開発等に取り組んだ。			遺伝子解析の活用、微量なノロウイルス検出検査の実用化、食中毒の迅速検査法の開発等を行う。

食の安全・安心の確保施策実施状況

資料1

基本	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標			R2年度	計画の目標(R3年度)		
					取組指標	目標値	具体的な取組 予定	結果	取組指標	目標値	具体的な取組 予定
(5) 不良食品の排除	19	重点的な監視指導の実施	保福(生衛)	食品を製造する事業者の中で、特に大規模な製造者等に対しては、衛生管理が徹底されているか、基準、規格が遵守されているか、異物混入等の不良食品の発生を防止するための具体的な仕組みや体制が設けられているか、従事者教育は実施されているか等の管理体制など含め時間をかけた重点的な監視指導を行う。			食品製造事業者のうち、特に大規模な製造業者を重点監視対象施設として選定し、計画的な監視指導を行う。	61% (実績/計画=403件/664件)			食品製造事業者のうち、特に大規模な製造業者を重点監視対象施設として選定し、計画的な監視指導を行う。
	20	試験検査の実施	保福(生衛)	県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格、衛生規範に適合しているか、過去のデータ等を踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努める。 また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格、衛生規範に適合した食品が製造されているか確認する。			収去検体数2,115件を予定	42% (実績/計画=889件/2115件)			収去検体数2,115件を予定
	21	健康食品の医薬品成分含有検査の実施	保福(医薬)	医薬品成分が含まれる可能性が考えられる瘦身・強壯の効果期待させる健康食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努める。	健康食品買上検査件数 (県独自)	6件	医薬品成分の混入した食品が流通していないか、県内に流通している健康食品の買上検査を行う。	6件	健康食品買上検査件数 (県独自)	6件	医薬品成分の混入した食品が流通していないか、県内に流通している健康食品の買上検査を行う。
22	有害物質の汚染実態調査の実施	保福(生衛)	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施する。	有害物質の汚染実態調査件数	59件	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施する。	59件	有害物質の汚染実態調査件数	59件	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施する。	

食の安全・安心の確保施策実施状況

資料1

(6) 適正な表示の確保	23	食品表示法の周知及び相談対応	県生(安心) 農水(農産・畜産・林政・水産) 保福(生衛)	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応する。	(安心)食品表示講習会開催数 (農水)研修会開催数	(安心)2回以上 (農水)3回以上	(安心)販売店を対象とする表示遵守状況調査を実施する際や食品表示講習会で周知を図る。 (農水)食品表示研修会を開催し、食品表示制度の普及啓発を図る。	(安心)2回 (農水)3回	(安心)食品表示講習会開催数 (農水)研修会開催数	(安心)2回 (農水)3回以上	(安心)食品表示講習会を開催し、食品表示制度の周知を図る。 (農水)食品表示研修会を開催し、食品表示制度の普及啓発を図る。
	24	表示を行う事業者への監視指導	県生(安心) 農水(農産・畜産・林政・水産) 保福(生衛)	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、表示ミスや表示漏れを起さない管理体制を整備しているかなどを確認する。また、原産地表示の偽装などの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処する。	(安心)表示遵守状況調査店舗数 (農水)食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	(安心)104店舗 (農水)120店舗	(安心)販売店を対象として生鮮食品の表示遵守状況調査を行う。 (農水)食品表示等の点検と併せて指導・啓発を行う。	(安心)101店舗(再調査を行った1店舗を含む) (農水)36店舗 (生衛)12店舗	(安心)表示遵守状況調査店舗数 (農水)食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	(安心)96店舗 (農水)120店舗	(安心)販売店を対象として生鮮食品の表示遵守状況調査を行う。 (農水)食品表示等の点検と併せて指導・啓発を行う。
	25	試験検査による表示の点検	保福(生衛)	県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品の表示が適正に行われているか確認する。	試験検査目標件数達成率(表示確認のための検査)	100%以上	275件の試買検査を予定	23% (64/275)	試験検査目標件数達成率(表示確認のための検査)	100%以上	275件の試買検査を予定
	26	医薬品的な効果を標榜した健康食品等への対応	保福(医薬)	健康食品販売店舗における医薬品的な効果を標榜した店頭表示や広告の監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広告の改善を指導する。	健康食品広告等の確認件数	300件	医薬品的な効果を標榜した健康食品広告への対応、監視を実施する。	164件	健康食品広告等の確認件数	300件	医薬品的な効果を標榜した健康食品広告への対応、監視を実施する。

食の安全・安心の確保施策実施状況

資料1

(7) HACCPによる自主管理の促進	27	自主管理の定着のための指導・助言	保福(生衛)	食品等事業者としての責務、コンプライアンス意識の高揚を図り、施設設備の衛生管理、食品等の衛生的取扱い、従事者の衛生管理、回収の方法など自主管理が定着するように指導・助言を行う。			食品等事業者に対する監視指導や各種講習会等を通じ、適切な自主管理について指導する。	各保健所で実施			食品等事業者に対する監視指導や各種講習会等を通じ、適切な自主管理について指導する。
	28	HACCP導入の支援	保福(生衛)	飲食店等の中小規模の食品等事業者に対して、HACCPの制度化に伴う衛生管理計画の策定について支援を行う。また、HACCP導入に必要な基礎知識の普及や危害分析の実践などの研修会等を行う。	食品等事業者におけるHACCP導入率	経過措置期間終了時100%	食品等事業者を対象として研修会を実施し、HACCP導入を支援する。	食品等事業者を対象として研修会を実施し、HACCP導入支援を行った。			飲食店等の食品等事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理の導入状況について確認を行う。また、小規模な食品等事業者を対象としたHACCPに沿った衛生管理の定着研修会等を行う。
	29	県民へのHACCPの普及	保福(生衛)	HACCPに関する内容について、県民向けの衛生講習会のテーマとしたり、事業者向けのHACCP導入研修会についても県民も対象に加えるなど、県民のHACCPの認知度を向上させる。	「HACCPの言葉も内容も知らない」と答えた割合	令和4年度計画終了時県民意識調査35.0%以下	衛生講習会、HACCP研修会等で普及啓発予定	衛生講習会、HACCP研修会等で普及啓発を行った。	「HACCPの言葉も内容も知らない」と答えた割合	令和4年度計画終了時県民意識調査35.0%以下	衛生講習会、HACCP研修会等で普及啓発予定
	30	食品衛生責任者のHACCP推進の人材への育成	保福(生衛)	食品衛生責任者を対象とし、HACCPによる衛生管理についてスキルアップのための教育研修を行い、各施設でHACCP導入及び運用や従事者への教育等ができる人材に育成する。	食品衛生責任者スキルアップ講習会受講者	1,500人(累計)	スキルアップ研修会でHACCPによる衛生管理の内容を入れて実施予定	388人(累計913人)	食品衛生責任者スキルアップ講習会受講者	1,500人(累計)	スキルアップ研修会でHACCPによる衛生管理の内容を入れて実施予定
	31	業界団体と協働によるHACCPの推進	保福(生衛)	業界団体である(一社)岡山県食品衛生協会と協働して、食品取扱い施設に巡回指導する食品衛生指導員に対し、HACCPの考え方を普及し、指導や助言を通じて食品業界全体へのHACCP導入の促進を図る。			巡回指導委託で実施予定				巡回指導委託で実施予定



基本方針2 安心の定着に向けた信頼性の確保  
 施策の方向3 県民の健康の保護

基本	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標			R2年度	計画の目標(R3年度)		
					取組指標	目標値	具体的な取組 予定	結果	取組指標	目標値	具体的な取組 予定
(8) 県民からの相談・申出対応	32	食の安全相談窓口での対応	県生(安心) 保福(生衛)	窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげる。	「食の安全相談窓口、食品表示110番の設置」の施策を知らない割合	令和4年度計画終了時 県民意識調査 20.0%以下	(安心) 会議や講習会等の場で周知を図る。(生衛) 衛生講習会などで周知を図る。	(安心) 食品表示講習会等の場で周知を図った。(生衛) 各保健所で衛生講習会を実施(99回)	「食の安全相談窓口、食品表示110番の設置」の施策を知らない割合	令和4年度計画終了時 県民意識調査 20.0%以下	(安心) 食品表示講習会等の場で周知を図る。(生衛) 衛生講習会などで周知を図る。
	33	健康危害の申出への対応	保福(生衛)	食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにする。			申出に対し、保健所で調査等を行い対応する。	22件 (19条対応含む)			申出に対し、保健所で調査等を行い対応する。
	34	食品表示110番での対応	県生(安心)	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付ける。また、窓口について、県民へ周知を行う。			会議や講習会等の場で周知を図る。	(安心) 食品表示講習会等の場で周知を図った。食品表示110番等で受け付けた問い合わせ等の件数は103件。			(安心) 食品表示講習会等の場で周知を図る。
(9) 健康危害情報の公表	35	食品の回収等の情報の公表	保福(生衛)	条例第18条による自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に関係する食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努める。			該当事例発生時、迅速に公表を行う	11件			該当事例発生時、迅速に公表を行う。
	36	行政処分や違反者等の公表	保福(生衛)	食品衛生法に基づく回収命令等の行政処分を行った際に、違反事項に対し事業者が十分な対応を取らない場合などは健康危害が生じる可能性があるため、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から県民に公表を行う。			該当事例発生時、迅速に公表を行う	5件			該当事例発生時、迅速に公表を行う。
	37	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	県生(安心) 農水(農産・畜産・林政・水産) 保福(生衛)	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努める。さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができる。	「健康に重大な危害を及ぼす食品の情報の公表」の施策満足度	令和4年度計画終了時 県民意識調査 70.0%以上	該当事例発生時、迅速に公表を行う	該当事例がなかった	「健康に重大な危害を及ぼす食品の情報の公表」の施策満足度	令和4年度計画終了時 県民意識調査 70.0%以上	該当事例発生時、迅速に公表を行う



施策の方向4 情報の共有

基本	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標			R2年度	計画の目標(R3年度)		
					取組指標	目標値	具体的な取組 予定	結果	取組指標	目標値	具体的な取組 予定
(10) 県民への衛生教育	38	食の安全に関する知識の普及啓発	保福(生衛)	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげる。	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	130回	各保健所で実施予定	99回	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	130回	各保健所で実施予定
	39	「見える化」教材を活用した普及啓発	保福(生衛)	手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行う。	体験型講習会受講者数	2,300人(累計)	各保健所で実施予定	276人	体験型講習会受講者数	2,300人(累計)	手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行う。
	40	食品表示に対する県民の理解の促進	県生(安心) 農水(農産・畜産・林政・水産) 保福(生衛)	県民が、表示内容を正しく理解し、購入時の選択に役立てたり、適切に食品を取り扱って健康危害が発生しないよう、食品表示に関する知識の普及を行う。			(安心) 会議や講習会等の場で周知を図る。 (生衛) 講習会等で普及啓発を行う。	(安心) 食品表示講習会等の場で周知を図った。			(安心) 食品表示講習会等の場で周知を図る。
(11) 食の安全・安心情報の提供	41	情報発信手段の充実等	保福(生衛)	ホームページへの掲載内容を充実させ、ラジオ等の広報番組、広報紙、街頭キャンペーン(スーパー等でのチラシ配布、広報車巡回)など様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を提供する。	食の安全・安心情報の配信回数	150回(累計)	街頭キャンペーンの実施	10回	食の安全・安心情報の配信回数	150回(累計)	街頭キャンペーンの実施
	42	食の安全サポーターへの情報提供等	保福(生衛)	食の安全サポーター登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供する。サポーターは、所属の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深める。	食の安全サポーター登録団体数	120団体(累計)	講習会等で周知を図る。	103団体	食の安全サポーター登録団体数	120団体(累計)	講習会等で周知を図る。
					食の安全サポーター情報配信回数	30回(累計)	食の安全・安心に関する各種情報や、食の安全に関するイベント等に関する情報を配信する。	4回	食の安全サポーター情報配信回数	30回(累計)	食の安全・安心に関する各種情報や、食の安全に関するイベント等に関する情報を配信する。

施策の方向5 相互理解の推進

基本	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標			R2年度	計画の目標(R3年度)		
					取組指標	目標値	具体的な取組 予定	結果	取組指標	目標値	具体的な取組 予定
(12) リスクコミュニケーションの推進	43	リスクコミュニケーション事業の実施	保福(生衛)	リスクコミュニケーション事業を国の機関と連携して実施するとともに、リスクコミュニケーション事業者提案型の活動に対する支援を行う。テーマについては、県民意識調査を参考にするなど、効果的に取り組む。	リスクコミュニケーション事業実施回数	50回 (累計)	生活衛生課及び各保健所で実施予定	3回	リスクコミュニケーション事業実施回数	50回 (累計)	生活衛生課及び各保健所で実施予定
	44	リスクコミュニケーションの場や機会の提供等	保福(生衛)	関係者が食の安全確保の取組について情報提供や意見交換するための場や機会の提供、リスクコミュニケーション活動を行う者に対する支援を行う。			リスクコミュニケーション活動を行う者に対し、個別に支援等を行う。	個別支援等を実施			意見交換回答の内容をまとめた資料を参加者及びリスクコミュニケーション事業者の提供する。
	45	リスクコミュニケーションの地域への波及	保福(生衛)	意見交換会等の参加者からその周囲の方へリスクコミュニケーションの輪が広がるよう働きかけや資料の提供等の取組を行う。	リスクコミュニケーション事業参加者から県民への伝達実施回数	250回以上 (累計)	意見交換会等の内容をまとめた資料を参加者及びリスクコミュニケーション事業者に提供する。	0回	リスクコミュニケーション事業参加者から県民への伝達実施回数	250回以上 (累計)	意見交換会等の内容をまとめた資料を参加者及びリスクコミュニケーション事業者に提供する。
	46	科学的な視点のための普及啓発	保福(生衛)	県民を対象とした衛生講習や情報提供等の様々な機会をとらえて、食品とリスク、食の安全確保の取組について分かりやすく説明し、科学的な視点に立ったリスクコミュニケーションの実施に努める。			各保健所で実施予定	各保健所で実施			各保健所で実施予定
	47	食品関連事業者等の支援	保福(生衛)	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促す。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援を行う。			リスクコミュニケーション活動を行う者に対し、個別に支援を行う。	個別支援等を実施			リスクコミュニケーション活動を行う者に対し、個別に支援を行う。

食の安全・安心の確保施策実施状況

資料1

(13) 食の安全・食育推進協議会の運営	48	食の安全・食育推進協議会の運営	保福(生衛)	岡山県食の安全・食育推進協議会を定期的に運営し、関係団体の代表から構成される協議会委員からの食の安全・安心の確保に係る施策や取組に対する意見や提言を施策に反映させる。		岡山県食の安全・食育推進協議会を開催し、協議会委員から意見等を聴く。	協議会を開催し、協議会委員から意見を聞いた。		岡山県食の安全・食育推進協議会を開催し、協議会委員から意見等を聴く。
	49	相互理解の促進に向けた取組	保福(生衛)	協議会委員所属団体が平素から取り組んでいる活動について、マッチングを図ることにより、相互理解の推進に向けた取組が活性化されるように努める。		協議会等を通じて、協議会委員所属団体同士の活動に対する理解を深め、マッチングを図る。	協議会等を通じて情報共有を図った。		協議会等を通じて、協議会委員所属団体同士の活動に対する理解を深め、マッチングを図る。